



(住居地の届出)  
第十条 住居地の記載のない特別永住者は証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者は証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいう。以下同じ。)に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

3 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載(第八条第五項の規定による記録を含む。)を除し、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

5 特別永住者(第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

2 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があつた場合には、当該特別永住者証明書を交付するものとする。

3 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

(特別永住者証明書の有効期間の更新)

第十二条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の申請することを命ずることができる。

満了の日の二月前(有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日の前日とされるときは、六月前)から有効期間が満了するまでの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

(紛失等による特別永住者証明書の再交付)

第十三条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(汚損等による特別永住者証明書の再交付)

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第五項の規定による記録が毀損したとき(以下この項において「毀損等の場合」という。)は、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、当該特別永住者証明書の交付を希望するとき(正当な理由がないと認められるときを除く。)も、同様とする。

3 出入国在留管理庁長官は、特別永住者証明書の交換を希望するとき(正当な理由がないと認められるときを除く。)も、同様とする。

(特別永住者証明書の返納)

第十五条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

1 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたとき。

2 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が(入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第一十六条の第二項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書は、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

(特別永住者証明書の受領及び提示等)

第十六条 特別永住者は、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第三号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 第十一条第二項及び第三項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第三号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

(特別永住者証明書の返納)

第十七条 特別永住者は、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書が前条第三号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者について、入管法第二十三条第一項の規定により交付される特別永住許可書の受領は居住地の市町村の事務所に、第五条第一項の許可の申請又は第六条第二項の規定によ

りて、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

(本人の出頭義務と代理人による申請等)

り交付される特別永住許可書の受領は地方出入国在留管理局に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

前項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が十六歳に満たない場合は、当該申請又は特別永住許可書の受領者は、その者の親権を行う者は未成年後見人が、その者に代わってしなければならない。

第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることができない場合には、これらの行為は、その者の親族又は同居者が、その者に代わってすることができる。

前二項の規定により特別永住許可書を代わって受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

**第十九条** 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十条第三項の規定により返還され、若しくは第十一条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者証明書の受領又は第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請(以下この条及び第三十四条において「届出等」という。)は、居住地又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならぬ。

特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら届出等をすることができない場合には、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順序により、当該特別永住者に代わつてしまふべきならない。

一 配偶者  
二 子  
三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

五 届出等については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者)

を除く。)であつて特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行ふことを要しない。

(上陸のための審査の特例)

**第二十条** 特別永住者であつて、入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けていける者に關しては、入管法第七条第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。  
(在留できる期間等の特例)

**第二十一条** 第四条第一項に規定する者に關しては、入管法第二十二条の二第一項中「六十日」とあるのは、「六十日(その末日が地方自治法第四条の二第一項の地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間)」と、入管法第七十条第一項第八号中「第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による」とあるのは、「日本国との平和条約の出入国管理に関する特例法第四条第一項の」(退去強制の特例)

**第二十二条** 特別永住者について、入管法第二十四条の規定による退去強制は、その者が次の各号のいずれかに該当する場合に限つて、することができる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外國の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

四 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(政令等への委任)

**第二十五条** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令(市町村の長が行うべき事務については、政令)で定める。

**第二十六条** 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に處する。

**第二十七条** 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

**第二十八条** 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

**第二十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 他人名義の特別永住者証明書を使用した者  
二 行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者  
三 行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供した者

前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂犯は、罰する。

**第三十条** 第二十六条から前条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

**第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、罰する。

一 第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者  
二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項、第十五条第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む)、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに第十六条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九

四 第十七条第二項の規定による特別永住者証明書の提示を拒んだ者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

二 第十条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

三 第十一条第一項又は第十六条（第五項を除く。）の規定に違反した者

（過料） 第三十三条 第十八条第四項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十四条 第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、届出等（第十二条第二項又は第十四条第一項の規定による申請を除く。）をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日） 第三十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別永住許可の申請に関する経過措置） 第二条 この法律の施行前にした旧日韓特別法第一項の規定による許可の申請は、第四条

二 平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行前六十日以内に出生その他の事由により旧入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたものについては、この法律の施行の日に当該出生その他の事由が生じたものとみなして、第四条の規定及び第八条によつて読み替えた入管法第二十二条の二第一項の規定による申請は、第五条の規定による

許可の申請とみなす。

三 平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二項の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子孫（第三条第二号に掲げる者を除く。）がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第一項の規定による申請は、第五条の規定による

許可の申請とみなす。

4 平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二項の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子孫（第三条第二号に掲げる者を除く。）がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第一項の規定による申請は、第五条の規定による

許可の申請とみなす。

（平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法別表第二の上欄の在留資格による永住者の在留資格を除く。）をもつて在留する

ものがした第五条の規定による許可の申請とみなす。

（退去強制に関する経過措置）

第三条 第三条第一号口に掲げる者で旧日韓特別法の施行前の行為により第二十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつたものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。（旧日韓特別法に基づく永住の許可を受けて在留していた者に関する特例）

第四条 旧日韓特別法に基づく永住の許可を受けた在留していた者で、入管法第二十六条第一項の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百三十四号）の施行の日において入管法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留しているものが、同日以降、同欄の永住者の在留資格をもつて在留するに至つたときは、この法律に定める特別永住者とみなす。

（平成四年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条 平成二年七月一六日法律第八号抄

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の機関により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正されている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に該当する過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討をする。

（附 則） 第二条五百十条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附 則） 第二条五百一条 政府は、地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規範により國又は地方公共団体の機関に對し規定されなければならない事項についてその手續がされなければならない事項についてその手續がされなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一三四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一三五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一五一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一五六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一五六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一五六号）抄

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分厅に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分厅の上級行政庁とみなされる行政は、施行日前に当該処分厅の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（附 則） 第二条五百二条 附則（平成二年八月一八日法律第一五六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えた日から施行する。





までの期間とされているものの有効期間の更新の申請についても、適用する。

**第二十三条** (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。